

平成16年12月13日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 井 上 惠 久 (東 証 第 一 部 コード番号:4312) 問い合わせ先 取 締 役 高 橋 宏 電 話 番 号 03-5978-5401(代)

お客様情報の配信ミスに関する報告について

当社は、平成16年12月10日に発生しました E メールによるお客様情報の配信ミスにつき、 当該89件のお客様をはじめ、弊社とお取引いただいておりますお客様の信頼を損なう事態を 起こしましたことを、下記のとおり報告申しあげますとともに、深く反省し、心よりお詫び 申しあげます。

記

1.事故の経緯

平成16年12月10日、弊社取り扱いソフトウェアの管理情報をお客様に案内するために、 弊社営業担当者が社内メールにて該当するお客様を確認いたしました。確認後、このお 客様情報を削除したうえで、配信用ソフトウェアを使用し、89件のお客様に配信いたし ました。

送信確認のため、発信者にも送信されるように設定していたところ、削除したはずのお客様情報が残ったまま配信していることに気づき、直ちにメール配信を停止いたしました。

メール配信途中で停止したため、実際にどのお客様にメールが配信されたかの確認を 弊社情報システム部にて調査したところ、32件のお客様に配信していることが判明いた しました。

事の重大さと緊急性を要するため、当該89件のお客様にお詫びのメールを送信するとともに、お客様にお詫びの電話をいたしました。併せて、原因の究明を開始いたしました。

2.事故の原因

この度の発生原因は、配信ソフトウェアの不具合にあると判明しましたが、根本原因は、この不具合の修正プログラムが提供されていたにもかかわらず、その修正をせずに使用していたことにあることが判明いたしました。

社内使用ソフトウェアについては、資産管理ソフトウェアを導入するなど、情報セキュリティの面からも厳重な管理を実施しておりましたが、このような管理不備がありましたことを深く反省しております。

3.事故の再発防止策

今後、再発防止徹底のため、次の具体策を実施いたします。



- (1) 社内使用のソフトウェアにつき、その使用バージョンを弊社情報システム部にて徹底管理し、不具合ソフトウェアを使用しない仕組みを構築いたします。
- (2) 現状の顧客情報取扱規程を見直し、それを遵守する仕組みを構築いたします。 なお、現在取り組んでおります情報セキュリティの推進により、改善施策と再発防止 に取り組んでまいります。

4.事故の関係者処分

・代表取締役社長 井上 惠久 月例役員報酬の10%減額を3ヶ月 ・常務取締役 野村 吉晴 月例役員報酬の10%減額を3ヶ月

(営業技術部門統括)

・取締役 三平 久悦 月例役員報酬の10%減額を3ヶ月

(情報管理統括)

【ご参考 弊社情報セキュリティへの取組み状況】

平成11年12月 秘密文書および情報取扱規程を制定

平成11年12月 顧客情報取扱規程を制定

平成11年12月 コンピュータ・セキュリティに関する規程を制定

平成11年12月 情報通信に関するガイドラインを制定

平成15年4月 ソフトウェア管理規程を制定

平成15年4月 経営危機管理規程を制定

平成16年8月 情報セキュリティ委員会を発足

以上